

平成29年10月吉日

会員各位殿

一般社団法人日本ソーイング技術研究協会
事務局

新制度の施行に伴う技能評価試験申し込み等について

会員の方々にはすでにご案内の通り、本年11月1日から「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されるのに伴い、すでに受検手続きの取次業務が公益財団法人国際研修協力機構から、外国人技能実習機構（以下「機構」という）へ移行され、機構HPの「重要なお知らせ 8月16日付」に「受検手続支援要領」が公開されています。

当協会からは受験申込に際して、ご注意いただきたい事項についてお知らせいたします。なお、現在当協会会員に同法に該当する「2号・3号技能実習生」の在籍は確認していませんが、今後は順次「1号技能実習生」が改正法の適用になることから、当協会におきましても、法令を厳格に順守してまいりますので、会員の皆様方の益々のご協力をお願いします。

1. 機構の行う支援受付時期の変更

- (1) 1号技能実習生については、実習修了の6か月前
- (2) 2号・3号技能実習生については、実習終了の12か月前（1月末までの間は、実習終了の6か月前の者も対象）

2. 支援受付時期の変更に伴う技能試験及び再受験の申し込みの日程

- (1) 1号技能実習生については、4から5か月前に実施
- (2) 2号・3号技能実習生については、6から7か月前に実施
- (3) 再受験の申し込み
 - (イ) 不合格が判明した時点で速やかに申請する
 - (ロ) なお、新制度では、入管法20条第5項の特例措置期間（在留期限後の2か月間）を活用した再受験の申請は予定されておりません。

3. 受験申込に際しての注意

試験実施日直前のキャンセルは、試験実施機関の円滑な試験の実施に支障をきたすほか、さらに別日程で試験実施を依頼した場合には、日程の再調整に時間を要し、在留期限に間に合わなくなる可能性も生じてくるため、厳に慎んでいただくようお願いします。